

揮発油税特定用途免税揮発油 移出通知 移入届出 移入証明 移入明細 書の記載要領等

この書類は、特定の用途に供するため揮発油を免税で移出する場合に作成するものです。

1 記載要領

- (1) 移出者は、特定の用途に供するものとして免税で移出した揮発油の移出事績を、移出通知書、移入届出書、移入証明書及び移入明細書の太線のわく内に4枚同じ内容を記載し、移出通知書にあて先等を記載の上、移入届出書及び移入証明書とともに移入者に交付します。
- (2) 「移出の目的」欄には、ゴムの溶剤用等、免税対象である用途に供するため移出するものであることを具体的に記載します。
- (3) 「移入」欄は、次により記載します。
 - イ 「用途」欄は、ゴムの溶剤用等、その揮発油の用途を記載します。
 - ロ 「オクタン価（蒸気圧）」から「混入量」までの欄は、免税の要件とされているものについて、移出する揮発油の規格を記載します。
 - ハ 「容器等の種類」欄は、タンカー、タンク車、タンクローリー、ドラム缶、パイプライン等の容器等の種類を記載します。
- (4) 移入者は、交付を受けた書類の「移入」欄について、全ての書類に同じ内容を記載し、移出通知書は自己の控えとし、移入届出書は、あて先等を記載の上移入場所の所轄税務署長に提出し、移入証明書は、あて先等を記載の上移出者に交付します。
- (5) 移出者は、交付を受けた移入証明書に基づき、移入明細書に移入事績を転記し、移入明細書を納税申告書に添付します。
 - なお、移入明細書の納税申告書への添付については以下の方法によっても差し支えありません。
 - ・ 移出者が移出通知書、移入届出書、移入証明書及び移入明細書を移入者に交付し、移入証明書及び移入明細書（移入者が「移入」欄に記載したもの）を移入者から交付を受け、当該移入明細書を納税申告書に添付する方法。
 - ・ 移入者から交付を受けた移入証明書（電磁的記録の場合には紙で出力したもの）を移入明細書として納税申告書に添付する方法。
 - ・ 移入者から交付を受けた移入証明書に基づき、揮発油税特定用途免税揮発油移入明細書（連記式）に、移入事績を記載し、当該移入明細書を納税申告書に添付する方法。
- (6) 「〃」や「同上」は記載しないでください。
- (7) 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

2 参考事項

移入届出書は、移入者が移入した日の属する月の翌月末日までに移入場所の所在地の所轄税務署長に提出します。

移入証明書は、速やかに移出者に交付します。

移出者は、移入明細書を未納税移出をした日の属する月分の納税申告書（期限内に提出するものに限りま

【書類の流れ】

